



被災中小企業者等 支援策ガイドブック

災害救助法適用地域
山形県、長野県、岐阜県
島根県、佐賀県、鹿児島県

被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

政府では、被災された中小企業者の皆さまが事業の復旧・再開に向け立ち上がる際のお力になれるよう、中小企業者向け支援策の情報をまとめました。是非ご活用ください。

今後、内容が追加・変更される可能性もございます。最新の情報は各支援策に示した窓口に御確認ください。

地方公共団体が被災事業者向けに情報提供を行う際は、本ガイドブックに掲載している情報を自由にご活用ください。

令和2年7月31日
中小企業庁

目次

<u>1. 事業継続、再開などについて相談したい</u>	
(1) 特別相談窓口での電話相談や窓口相談	P 2
<u>2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい</u>	
(1) なりわい再建補助金	P 3
(2) 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）	P 4
(3) 商店街災害復旧等事業	P 5
(4) 石油製品販売業早期復旧支援事業	P 6
<u>3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配</u>	
(1) 災害復旧貸付	P 7
(2) 令和2年7月豪雨特別貸付	P 8
(3) 信用保証制度（セーフティネット保証4号）	P 9
(4) 信用保証制度（災害関係保証）	P 10
(5) 被災既往債務の返済条件緩和等の対策強化	P 10
(6) 小規模企業共済制度の特例災害時貸付等	P 11
(7) 令和2年7月豪雨災害に伴う小規模事業者経営改善資金の拡充 （令和2年7月豪雨災害マル経）	P 12
<u>4. お問い合わせ先一覧</u>	P 13

1. 事業継続、再開などについて相談したい

(1) 特別相談窓口での電話相談や窓口相談

今次災害で影響を受けられた中小企業・小規模事業者の方々が各種相談をできるよう、地方経済産業局等の政府機関、中小企業支援機関、政府系金融機関等に特別相談窓口を設置しています。

対象者

令和2年7月3日からの大雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

- ・日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会
- ・商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、全国商店街振興組合連合会
- ・よろず支援拠点、中小企業基盤整備機構
- ・経済産業局

「4. お問い合わせ先一覧」をご覧ください。

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(1) なりわい再建補助金

県が「再建支援計画」を策定し、計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用の一部を国が支援します。

対象者

中小企業者・中小企業事業協同組合等
※県が「再建支援計画」を策定する必要があります。

支援内容

令和2年7月豪雨において、災害救助法適用市町村を含む都道府県を対象に、県の再建支援計画に基づき事業者が行う施設復旧等の費用を補助します。

①公募開始日:調整中

②補助率:中小企業者・中小企業事業協同組合等 最大3/4

※過去に被災、売上減少要件など一定の要件を満たす場合は、1億円までは定額補助(国2/3、県1/3)

③上限額:3億円

④補助対象費目:施設、設備の復旧費用等(資材・工事費、設備調達や移転設置費、取り壊し、除去費、整地、排土費等を含む)

※従前の施設等の復旧では事業再開や売上回復等が困難な場合、新分野需要開拓等の新たな取組(「新商品製造ラインへの転換」、「生産性向上のための設備導入」、「従業員確保のための宿舍整備」等)に要する費用も補助します。

※令和2年7月豪雨で被害の原因となった災害の発生以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

お問い合わせ先

中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 (電話) 03-3501-2036

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(2) 被災小規模事業者再建事業（持続化補助金）

小規模事業者が商工会等の支援機関の支援を受けながら経営計画を作成し、事業再建に向けた機械設備の購入等の費用を補助します。

対象者

県内において令和2年7月豪雨により被害を受けた小規模事業者
※商工会等の支援を受けて事業再建に取り組む者

支援内容

①公募期間：9月上旬以降を予定。

②補助率：2／3

定額（過去に被災、売上減少要件など一定の要件を満たす者）

③上限額：200万円（事業用資産に直接的な被害を受けた直接被災事業者）

100万円（間接的な被害（売上減少）を受けた間接被災事業者）

※最大10者まで共同申請可能。（補助上限×申請者数）

④補助対象費目：機械装置等費、設備処分費、車両購入費、広報費、展示会等出展費、
旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、専門家謝金、専門家旅費、
委託費、外注費

※令和2年7月豪雨以降、交付決定前に実施した事業にも遡及適用が認められる場合があります。

お問い合わせ先

中小企業庁経営支援部小規模企業振興課 電話：03-3501-2036

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(3) 商店街災害復旧等事業

令和2年7月豪雨により被災した地域の商店街について、被災したアーケードの改修、共同施設の改修、街路灯の設備の改修等に要する費用の一部を補助します。また、商店街によるにぎわい創出事業（イベント実施等）について定額又は2/3（上限100万円）を補助します。

対象者

令和2年7月豪雨による被害を受けた商店街等組織

※商店街等を構成する、商店街振興組合、事業協同組合、任意団体等

支援内容

(1) 商店街復旧事業

①公募期間：調整中

②補助率：1/2（国1/3、県1/6）

③補助対象：被災したアーケード、街路灯等の撤去・改修・建て替え等の復旧に要する費用

※令和2年7月豪雨に伴う災害の発災以降、交付決定前に実施した施設等の復旧事業についても遡及適用が認められる場合があります。

(2) 商店街にぎわい創出事業

①公募期間：調整中

②補助率：定額（※）又は2/3（上限額100万円）

※定額は直接的被害があった場合

③補助対象：商店街等によるにぎわい創出のためのイベント等の事業に要する費用

お問い合わせ先

中小企業庁商業課（電話）03-3501-1929

2. 施設の復旧費用などの補助制度について知りたい

(4) 石油製品販売業早期復旧支援事業

令和2年7月豪雨による被災地域の早期復旧、生活再建に必要なSS（サービスステーション）の機能回復のため、被害を受けた揮発油販売業者に対して、事業の復旧に必要な計量機等の設備の補修又は入替工事に要する費用を支援します。

対象者

令和2年7月豪雨により被害を受けた地域に所在する揮発油販売業者

支援内容

①補助率：3／4

②補助対象費目：SSの計量機、燃料供給用のタンクローリー等

お問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部 石油流通課（電話）03-3501-1320

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(1) 日本政策金融公庫による災害復旧貸付

令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復旧を支援するために、日本政策金融公庫が「災害復旧貸付」を実施します。

※なお、商工組合中央金庫はプロパー融資により、被害に遭われた中小企業に融資を行います。

対象者

令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者

金利

中小企業事業 → 基準利率（災害） 1.11%

国民生活事業 → 基準利率（災害） 1.36%

（令和2年7月1日現在、貸付期間5年の場合。担保の有無等に関わらず利率は一律。）

貸付期間

中小企業事業 → 設備15年以内・運転10年以内（据置期間2年以内）

国民生活事業 → 適用する各貸付制度の貸付期間に準ずる

※一般貸付を適用した場合は10年以内（据置期間2年以内）

限度額

中小企業事業 → 別枠で1億5,000万円（代理貸付：7,500万円）

国民生活事業 → 各貸付制度の限度額に上乗せ3,000万円（代理貸付：1,500万円）

お問い合わせ先

「4. お問い合わせ一覧①②」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(2) 日本政策金融公庫による「令和2年7月豪雨特別貸付」

令和2年7月豪雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者に対して、資金繰りの円滑化及び事業の復旧等を支援するため、日本政策金融公庫が「令和2年7月豪雨特別貸付」を実施します。
(システム構築後8月下旬から制度開始予定)

※なお、商工組合中央金庫はプロパー融資により、被害に遭われた中小企業に融資を行います。

対象者

- ①災害救助法の適用を受けた県において直接被害を受けた中小企業・小規模事業者
- ②直接被害を受けた事業者と直接取引があり、業況が悪化している中小企業・小規模事業者（全国で適用可能）
- ③上記①、②以外で、今般の豪雨により、業況が悪化している中小企業・小規模事業者（風評被害による影響を受けた中小企業・小規模事業者を含む）（全国で適用可能）

金利

対象者①当初3年間：基準利率（災害）▲0.9%

（▲0.9%の限度額：中小企業事業1億円、国民生活事業3千万円）

※4年目以降及び上記限度額を超える分：基準利率（災害）▲0.5%

（金利引下げは、市町村長等から事業所または主要な事業用資産に係る被害の証明が必要。）

対象者②基準利率（災害）

基準利率（災害）：中小企業事業1.11%、国民生活事業1.36%

（令和2年7月1日時点、貸付期間5年の場合。担保の有無等に関わらず利率は一律。）

対象者③基準利率

基準利率：中小企業事業1.11%、国民生活事業1.91%

（令和2年7月1日時点、貸付期間5年の場合。担保の有無等によって利率は変動。）

貸付期間

最大20年（設備）、最大15年（運転）（うち据置期間：最大5年）

限度額

対象者①及び②：中小企業事業3億円（別枠）、国民生活事業6千万円（上乗せ）

対象者③：中小企業事業7.2億円（別枠）、国民生活事業4.8千万円（別枠）

お問い合わせ先

「4. お問い合わせ一覧①②」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(3) 信用保証制度（セーフティネット保証4号）

自然災害等の突発的事由（豪雨、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行います。

対象者

下記、(イ)、(ロ)の両方に該当する事業者（間接的な被害を受けた方も含む）

- (イ) 指定地域（災害救助法適用又は都道府県から指定の要請があって、国が認めた地域）において1年間以上継続して事業を行っていること。
- (ロ) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。（売上高等の減少について、市区町村長の認定が必要）

支援内容

- ① 対象資金：経営の安定に必要な資金
- ② 保証限度額：無担保8,000万円、最大2億8,000万円
※一般保証と別枠で融資額の100%を保証
- ③ 保証利率：信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください
- ④ 保証期間：個別に信用保証協会にご相談ください
- ⑤ 保証人：原則第三者保証人は不要

お問い合わせ先

「4. お問い合わせ一覧③」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(4) 信用保証制度（災害関係保証）

令和2年7月豪雨により事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産等に倒壊等の直接的な被害を受けた中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行います。「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害に指定された後、運用開始見込みです。

対象者

令和2年7月豪雨により、事業所、工場、作業所、倉庫等の主要な事業用資産に倒壊等の直接的な被害を受けた方（※市町村等が発行する罹災証明書が必要となりますが、提出していただく時期につきましては柔軟に対応いたしますので、ご相談ください。）

支援内容

- ① 対象資金：事業の再建に必要な資金
- ② 保証限度額：無担保8,000万円、最大2億8,000万円
※一般保証およびセーフティネット保証4号と別枠で融資額の100%を保証
（一般保証と別枠で、セーフティネット保証4号と合わせて最大5億6,000万円）
- ③ 保証料率：信用保証協会所定のため、信用保証協会にお問い合わせください
- ④ 保証期間：個別に信用保証協会にご相談ください
- ⑤ 保証人：原則第三者保証人は不要

お問い合わせ先

「4. お問い合わせ先一覧③」をご覧ください。

(5) 被災既往債務の返済条件緩和等の対応強化

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会が、返済猶予等の既往債務の返済繰延等の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応します。

対象者

令和2年7月豪雨による災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者

お問い合わせ先

「4. お問い合わせ先一覧①②③」をご覧ください。

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(6) 小規模企業共済制度の災害時貸付

小規模企業共済制度の災害時貸付の実施

令和2年7月豪雨により被災した災害救助法適用地域の小規模企業共済の契約者に対し、(独)中小企業基盤整備機構が原則として即日かつ低利で融資を行います。

対象者

50万円以上の借入れの限度額を有する共済契約者であって、災害救助法の適用される災害の被災区域内に事業所を有し、かつ、当該災害の影響により次の①又は②の要件に該当し、その旨の証明を商工会、商工会議所、中小企業団体中央会その他相当の団体から受けていること。

- ①被災区域内にある事業所又は主要な資産について全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準じる被害を受けていること。
- ②当該災害の影響を受けた後、原則として1月間の売上高が前年同月に比して減少することが見込まれること。

支援内容

- ①貸付利率：年0.9%
- ②貸付限度額：1,000万円（ただし、共済契約者が納付した掛金の総額の7～9割の範囲内）
- ③償還期間：貸付金額が500万円以下の場合は3年、貸付金額が505万円以上の場合は5年
- ④償還方法：6か月ごとの元金均等割賦償還
- ⑤担保、保証人：不要
- ⑥借入窓口：商工組合中央金庫本・支店

お問い合わせ先

(独) 中小企業基盤整備機構 共済相談室

平日：9：00～18：00（電話）050-5541-7171

3. 資金繰りや金融機関等への返済が心配

(7) 令和2年7月豪雨災害に伴う小規模事業者経営改善資金の拡充（令和2年7月豪雨災害マル経）

日本政策金融公庫が、令和2年7月豪雨により被害を受けた小規模事業者に対して、事業の復旧に必要な設備資金や運転資金を融資します。

対象者

商工会議所、商工会又は都道府県商工会連合会の実施する経営指導（原則、6ヶ月以上）を受けている小規模事業者（原則、1年以上の所在）であり、商工会議所又は商工会等の長の推薦を受けた者

支援内容

- ① 資金使途：設備資金又は運転資金
- ② 貸付限度額：小規模事業者経営改善資金（マル経）2,000万円とは別枠で、1,000万円以内
ただし、次のいずれかに該当する者
 - (ア) 災害救助法が適用された県に事業所を有し、当該事業所が令和2年7月豪雨災害による直接被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
 - (イ) (ア) の直接被害を受けた者と一定の取引があり、間接的に被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
- ③ 貸付期間：設備資金10年以内（据置2年以内）、運転資金7年以内（据置1年以内）
- ④ 金利：次のいずれかに該当する者は、経営改善利率（現行1.21%、令和2年7月1日時点）より利率引き下げ
 - (ア) 災害救助法が適用された県に事業所を有し、当該事業所が令和2年7月豪雨災害による直接被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
1,000万円以内、当初3年間「経営改善利率－0.9%」
 - (イ) (ア) の直接被害を受けた者と一定の取引があり、間接的に被害を受けた者のうち、被害証明書等を提出できる者
1,000万円以内、当初3年間「経営改善利率－0.5%」
- ⑤ 担保条件：無担保・無保証人

(注1) 商工会議所又は商工会等が策定する「小規模事業者再建支援方針」に沿って事業を行うこと

(注2) 適用日は災害が発生した日まで遡及

(注3) 直接被害は市町村が発行する罹災証明書等、間接被害は商工会議所又は商工会等が発行する被害証明書等が必要

お問い合わせ先

事業所の所在する地区の商工会・商工会議所へお問い合わせください。

4. お問い合わせ先一覧

①②融資に関するご相談	
①日本政策金融公庫	
山形支店（中小企業事業）	023-641-7941
山形支店（国民生活事業）	023-642-1331
酒田支店（国民生活事業）	0234-22-3120
米沢支店（国民生活事業）	0238-21-5711
長野支店（国民生活事業）	026-233-2141
松本支店（中小企業事業）	0263-33-0300
松本支店（国民生活事業）	0263-33-7070
伊那支店（国民生活事業）	0265-72-5195
小諸支店（国民生活事業）	0267-22-2591
岐阜支店（中小企業事業）	058-265-3171
岐阜支店（国民生活事業）	058-263-2136
多治見支店（国民生活事業）	0572-22-6341
松江支店（中小企業事業）	0852-21-0110
松江支店（国民生活事業）	0852-23-2651
浜田支店（国民生活事業）	0855-22-2835
佐賀支店（中小企業事業）	0952-24-7224
佐賀支店（国民生活事業）	0952-22-3341
鹿児島支店（中小企業事業）	099-223-2221
鹿児島支店（国民生活事業）	099-224-1241
鹿屋支店（国民生活事業）	0994-42-5141
川内支店（国民生活事業）	0996-20-2191
②商工組合中央金庫	
山形支店	023-632-2111
酒田支店	0234-24-3922
長野支店	026-234-0145
松本支店	0263-35-6211
諏訪支店	0266-52-6600
岐阜支店	058-263-9191
高山営業所	0577-32-3353
松江支店	0852-23-3131
浜田営業所	0855-23-3033
佐賀支店	0952-23-8121
鹿児島支店	099-223-4101
③信用保証に関するご相談	
山形県信用保証協会	023-647-2247
長野県信用保証協会	0120-34-7680
岐阜県信用保証協会	058-276-6314
岐阜市信用保証協会	058-265-4611
島根県信用保証協会	0855-22-0833
佐賀県信用保証協会	0952-24-4343
鹿児島県信用保証協会	099-223-0271

4. お問い合わせ先一覧

④ 全般的なご相談	
山形商工会議所	023-622-4666
酒田商工会議所	0234-22-9311
鶴岡商工会議所	0235-24-7711
米沢商工会議所	0238-21-5111
新庄商工会議所	0233-22-6855
長井商工会議所	0238-84-5394
天童商工会議所	023-654-3511
上田商工会議所	0268-22-4500
長野商工会議所	026-227-2428
松本商工会議所	0263-32-5355
飯田商工会議所	0265-24-1234
岡谷商工会議所	0266-23-2345
諏訪商工会議所	0266-52-2155
下諏訪商工会議所	0266-27-8533
須坂商工会議所	026-245-0031
伊那商工会議所	0265-72-7000
塩尻商工会議所	0263-52-0258
小諸商工会議所	0267-22-3355
信州中野商工会議所	0269-22-2191
駒ヶ根商工会議所	0265-82-4168
大町商工会議所	0261-22-1890
茅野商工会議所	0266-72-2800
佐久商工会議所	0267-62-2520
飯山商工会議所	0269-62-2162
千曲商工会議所	026-272-3223
岐阜商工会議所	058-264-2131
大垣商工会議所	0584-78-9111
高山商工会議所	0577-32-0380
多治見商工会議所	0572-25-5000
関商工会議所	0575-22-2266
中津川商工会議所	0573-65-2154
美濃商工会議所	0575-33-2168
神岡商工会議所	0578-82-1130
土岐商工会議所	0572-54-1131
瑞浪商工会議所	0572-67-2222
恵那商工会議所	0573-26-1211
各務原商工会議所	058-382-7101
美濃加茂商工会議所	0574-24-0123
可児商工会議所	0574-61-0011
羽島商工会議所	058-392-9664
松江商工会議所	0852-23-1616
浜田商工会議所	0855-22-3025
出雲商工会議所	0853-23-2411
平田商工会議所	0853-63-3211

4. お問い合わせ先一覧

④ 全般的なご相談	
益田商工会議所	0856-22-0088
大田商工会議所	0854-82-0765
安来商工会議所	0854-22-2380
江津商工会議所	0855-52-2268
佐賀商工会議所	0952-24-5155
唐津商工会議所	0955-72-5141
伊万里商工会議所	0955-22-3111
鳥栖商工会議所	0942-83-3121
有田商工会議所	0955-42-4111
小城商工会議所	0952-73-4111
武雄商工会議所	0954-23-3161
鹿島商工会議所	0954-63-3231
鹿児島商工会議所	099-225-9500
川内商工会議所	0996-22-2267
鹿屋商工会議所	0994-42-3135
枕崎商工会議所	0993-72-3341
阿久根商工会議所	0996-72-1185
奄美大島商工会議所	0997-52-6111
南さつま商工会議所	0993-53-2244
出水商工会議所	0996-62-1337
指宿商工会議所	0993-22-2473
いちき串木野商工会議所	0996-32-2049
霧島商工会議所	0995-45-0313
山形県商工会連合会	050-3540-7211
長野県商工会連合会	026-228-2131
岐阜県商工会連合会	058-277-1068
島根県商工会連合会	0852-21-0651
佐賀県商工会連合会	0952-26-6101
鹿児島県商工会連合会	099-226-3773
山形県中小企業団体中央会	023-647-0360
長野県中小企業団体中央会	026-228-1171
岐阜県中小企業団体中央会	058-277-1100
島根県中小企業団体中央会	0852-21-4809
佐賀県中小企業団体中央会	0952-23-4598
鹿児島県中小企業団体中央会	099-222-9258
全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300
山形県よろず支援拠点	023-647-0708
長野県よろず支援拠点	026-227-5875
岐阜県よろず支援拠点	058-277-1088
島根県よろず支援拠点	0852-60-5103
佐賀県よろず支援拠点	0952-34-4433
鹿児島県よろず支援拠点	099-219-3740

4. お問い合わせ先一覧

④ 全般的なご相談	
中小機構 東北本部 企業支援部 企業支援課	022-716-1751
中小機構 関東本部 企業支援部 企業支援課	03-5470-1620
中小機構 中部本部 企業支援部 企業支援課	052-220-0516
中小機構 中国本部 企画調整部 復興支援課	082-502-6300
中小機構 九州本部 企業支援部 企業支援課	092-263-0300
東北経済産業局 産業部中小企業課	022-221-4922
関東経済産業局 産業部中小企業課	048-600-0321
中部経済産業局 産業部中小企業課	052-951-2748
中国経済産業局 産業部中小企業課	082-224-5661
九州経済産業局 産業部中小企業課	092-482-5451